

2/17 朝日

## 集団的自衛権閣議決定の想定問答

# 法制局、国会に開示せず

集団的自衛権の行使を認めた2014年7月の閣議決定に関連し、内閣法制局が国会審議に備えた想定問答を作成しながら、国会から要求があったのに開示していないことがわかった。法制局が組織として想

定問答を作ったことを示す記録もあり、国会から開示しなかった理由の説明を求められるなど、問題化する可能性がある。  
▽4面問われる情報公開  
参院決算委員会理事会は16年1月21日の審議後、法

法制局に対し、「集団的自衛権に関する閣議決定に関して内閣法制局が作成し、保存している全ての文書」の開示を要求。法制局は2月8日の同委員事懇談会で、首相の諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する

懇談会」に関する資料——など3点を開示した。  
しかし、閣議決定以降、朝日新聞が入手した法制局の一連の記録によると、法制局のパソコンにある共有フォルダーに「186.5 想定（閣議決定）」というフォルダーが存在。さらに「次長了」というフォルダーがあり、「海外派兵は可能になるのか」（更新日時2014年6月27日）など、確認できるだけで約20の想定問答がある。

同6月30日には、担当者法制局内の複数の職員にメールで「ひととおり想定を作っています。現在次長に上げているところです」と想定問答の存在を伝達。当時の法制局関係者は「閣議決定の論点について法制局としての解釈を書いた文書だ」と証言している。

また「次長了」は想定問答について内閣法制次長が了解したという意味だとい、法制局が組織として作成したことが示されている。公文書管理法では、行政機関の職員が職務上作成または取得し、組織的に用いるために行政機関が保有

する文書を「行政文書」として保存すべき行政文書に当たる可能性がある。  
だが、これらは国会に開示された文書の中にはなく、決算委で法制局の文書開示を求めた民主党の江崎孝氏は「私は閣議決定関連の『全ての』文書を出すよう求めた。想定問答も国会に提出すべきだ」と話す。

内閣法制局の菊池章参事官は「メールや文書が本物かわからない。想定問答は個人が勉強で作ったものかもしれない。存じ上げない。」

（公文書管理法で保存すべき）行政文書としては残っていない」としている。（蔵前勝久）